

# 教育 七より

## 第23号

平成27年5月発行

町内学校園の子ども人数（H27.4.1現在）小学校6校 768人 中学校4校 442人 公保・私幼8園 386人  
佐用町教育委員会 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 TEL.82-2424 FAX.82-0120



上津中学校入学式（4月6日）



上月小学校開校記念式典（4月6日）



教育長

勝山 剛

平成27年4月6日、小雨。

新生上月小学校開校の日。いっ  
になく緊張している自分を覚え式  
場へと向かう。ご来賓、地域の皆  
様、児童、教職員も新しい船出へ  
の思いと、三年に及ぶ話し合いか  
らの苦渋の選択とが交差している  
様子が垣間見えた。

児童一人一人の前向きな気持ち  
はもとより、地域、保護者、教職  
員の「子どもたちに、より良い教  
育環境を…」との思いが一つにな  
り今日を迎えられたことに幸せを  
感じつつ、改めて佐用の教育「夢  
ある教育と心豊かな人づくり」の  
充実を求めていきたいと…。

上津中学校も新しい歴史を迎え  
ました。三河、徳久、中安地域の  
生徒がともに学ぶ学舎となり、清  
流千種川やひまわりのように、清  
らかな心で明るく元気に勉学に励  
んでほしいと願っています。

地域の皆様には、これからも、  
児童生徒、学校づくりへのご支援  
をよろしくお願いいたします。

春雨の 晴れて稜線 くつきりと  
夢と希望を 我のこころに

（自詠歌）

## Information

教育委員会からの  
お知らせ

県教育委員会では、教職員が時間的、精神的ゆとりを持って児童生徒と向き合うことで、教育活動のさらなる充実を図ることができるよう「教職員の勤務時間適正化プラン」を実施しています。

このことを踏まえて、町教育委員会においても、週一回以上の「教職員定時退勤日」、平日一日以上の「ノー部活デー」の実施に取り組んでいます。児童生徒のゆとりある学校生活と、また、実りある部活動の実現に向け、今後も取組を推奨していきます。

すべての教職員が精神的ゆとりを持って一人一人の児童生徒と向き合うことができる環境づくりを一層進めます。みなさんのご理解をお願いします。



# 『佐用町総合教育会議』

# を設置します

総合教育会議が、町長と教育委員会の十分な意思疎通を図り、課題やあるべき姿を共有して、より民意を反映した教育行政を推進します

総合教育会議は、町長が教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有していることから、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、佐用町の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るためのものです。

佐用町では、「佐用町総合教育会議規則（平成27年佐用町規則第12号）」として、次のとおり、4月30日から施行しています。

## 佐用町総合教育会議規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、佐用町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の会議その他運営に関して必要な事項を定めるものとする。

とする。

【法第1条の4の規定に基づき設置】

【会議の位置付けと構成員】

○位置付け

町長と教育委員会という対等の執行機関同士の協議・調整の場となります。

町長と教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行します。

○構成員

総合教育会議の構成員は、町長と教育委員会となります。また、緊急の場合は、町長と教育長のみで総合教育会議を開くことができます。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる事項の協議及び調整を行うものとする。

（一）教育、学術及び文化の振興に

です。

（調整結果の尊重）

第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、その構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

【結果の尊重義務等】

総合教育会議において双方が合意した事項は、互いにその結果を尊重し、それぞれの職務権限に基づき執行します。

（庶務）

第9条 総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

【会議の事務局】

会議を効率よく運営するため、総務課と教育委員会事務局が事務を分担し運営します。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、総合教育会議の運営に必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって組織する。

【組織】

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織します。

（招集）

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、その議長となる。

（3）児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

【法第1条の4第1項に基づき協議・調整】

【具体的な例】

○法第1条の4第1項第1号に該当（想定）

（想定）

学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する町長と教育委員会が調整することが必要な事項

○法第1条の4第1項第2号に該当（想定）

（想定）

児童、生徒等生命及び身体に被害を及ぼす恐れがある場合

（組織）

【教育委員会から招集を求められることも可能】

教職員の定数の確保、教材費や学校図書費の充実、ICT環境の整備、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する町長との調整が特に必要となる場合など

（意見聴取）

第5条 総合教育会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者から、その協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

めるときは、関係者又は学識経験者から、その協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができます。

（公開）

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

【会議は原則公開】

その目的は、議論を公開し説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底させるために公開します。

（議事録の作成及び公開）

第7条 町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者により、その議事内容を確認後、前条ただし書きの規定により非公開とした部分を除き、佐用町ホームページ等に掲示することにより行う。

【公開の方法】

会議の議事録は、ホームページ等を活用して、その概要を公開するもの

## 第2期佐用町教育振興基本計画策定

第1期佐用町教育振興基本計画の5年間を評価・検証し、第2期佐用町教育振興基本計画が完成しました。第1期からの基本理念を継承しつつ、より充実した教育と、新たに社会教育についても記載した計画です。

### 基本理念

夢ある教育 きらめきプラン

—佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり—

### 基本方針

I 「夢ある教育」の推進

夢のあるところには希望が湧き、希望があるところには向上心が育ちます。保護者、地域の人々とともに、子どもたちに夢を育む教育を推進します。



II 「こころ豊かな人づくり」の推進

学校・家庭・地域が一体となって、相手を思いやる望ましい人間関係を築き、郷土の自然や伝統文化を大切にする豊かな人間性や社会性を養う教育を推進します。

## ●町内小中学校の児童・生徒数（平成27年4月1日現在）



学校名	校長氏名	教頭氏名	1年生		2年生		3年生		計
			男	女	男	女	男	女	
佐用中学校	藤田 修一	平井 広輝	29	19	31	35	42	31	187
上月中学校	尾崎 寿彦	大森 一繁	14	21	17	11	14	14	91
上津中学校	廣瀬 龍哉	慶尾 国広	15	11	17	6	12	13	74
三日月中学校	山田 訓義	前澤 憲人	17	10	22	5	15	21	90
中学校合計			75	61	87	57	83	79	442

学校名	校長氏名	教頭氏名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
佐用小学校	浅野 博之	桑田 隆男	25	18	22	17	19	22	26	24	21	27	17	21	259
利神小学校	西坂 一成	吉本 敏之	5	17	7	4	6	8	11	4	10	6	6	7	91
上月小学校	石田 修	金元 重幸	15	13	12	17	14	16	11	16	15	7	19	17	172
南光小学校	長田 浩二	山本 康則	7	4	8	8	8	14	8	10	13	8	6	5	99
三河小学校	吉田 和彦	敏森久美子	5	2	3	4	5	1	4	3	2	6	5	3	43
三日月小学校	清瀬 高明	竹田 兼基	6	8	10	10	6	9	9	5	13	11	9	8	104
小学校合計			63	62	62	60	58	70	69	62	74	65	62	61	768

## ●町内小中学校の行事予定表（平成27年4月～平成28年3月分）

月	日	曜日	行 事	場 所
5	13	水	町内4中学校修学旅行（～15日）	東京方面／九州方面
5	20	水	町内6小学校修学旅行（～21日）	奈良・京都方面
6	1	月	佐用地域・上月地域連合自然学校（～5日）	西はりま天文台公園
6	1	月	トライやる・ウィーク（～5日）	町内
6	9	火	南光地域・三日月地域連合自然学校（～13日）	西はりま天文台公園
6	21	日	書写コンクール小中席書大会	利神小学校
7	3	金	郡中学校総合体育大会	町内
7	17	金	第1学期終業式	各校
7	24	金	佐用町人権教育研究大会	上月中学校
9	1	火	第2学期始業式	各校
9	12	土	郡陸上競技大会	佐用高等学校グラウンド
9	13	日	町内4中学校体育祭	各校
9	27	日	町内6小学校運動会	各校
10	3	土	郡中学校新人大会	町内
10	29	木	町小中学校美術展覧会（～30日）	さよう文化情報センター
11	5	木	郡中学校音楽交歓会	さよう文化情報センター
11	18	水	郡小学校連合音楽会	さよう文化情報センター
12	24	木	第2学期終業式	各校
1	8	金	第3学期始業式	各校
3	10	木	町内4中学校卒業式	各校
3	23	水	町内6小学校卒業式	各校
3	24	木	修業式	各校